

食品健康影響評価のためのリスクプロファイル  
～ 牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌 ～

(改訂版)

食品安全委員会

2010年4月

## 目 次

|                               | 頁  |
|-------------------------------|----|
| 1. 対象の微生物・食品の組合せについて .....    | 3  |
| (1) 対象病原体 .....               | 3  |
| ① 分類（血清型） .....               | 3  |
| ② 形態等 .....                   | 3  |
| ③ 増殖・抑制条件 .....               | 3  |
| ④ 毒素産生性 .....                 | 4  |
| ⑤ 感染源 .....                   | 5  |
| (2) 対象食品 .....                | 5  |
| 2. 公衆衛生上に影響を及ぼす重要な特性 .....    | 5  |
| (1) 引き起こされる疾病の特徴 .....        | 5  |
| ① 潜伏期間 .....                  | 5  |
| ② 排菌期間 .....                  | 5  |
| ③ Stx の毒性及びその作用機序 .....       | 5  |
| ④ 治療法 .....                   | 5  |
| (2) 用量反応関係 .....              | 6  |
| (3) 腸管出血性大腸菌感染症 .....         | 7  |
| ① 腸管出血性大腸菌感染症発生状況 .....       | 7  |
| ② 腸管出血性大腸菌の月別検出状況 .....       | 7  |
| ③ 症状 .....                    | 8  |
| ④ HUS .....                   | 9  |
| ⑤ 感受性集団 .....                 | 10 |
| ⑥ 死亡数 .....                   | 11 |
| (4) 食中毒発生状況 .....             | 12 |
| ① 血清型別食中毒発生状況 .....           | 12 |
| ② 月別発生状況 .....                | 12 |
| ③ 年齢別食中毒発生状況 .....            | 13 |
| ④ 感染者が 10 人以上の食中毒の発生状況 .....  | 14 |
| ⑤ 死亡事例の特徴 .....               | 15 |
| ⑥ 原因食品 .....                  | 15 |
| ⑦ 原因施設 .....                  | 17 |
| 3. 食品の生産、製造、流通、消費における要因 ..... | 18 |
| (1) フードチェーンの概要 .....          | 18 |
| (2) 生産場（農場） .....             | 18 |
| ① 国内 .....                    | 18 |
| ② 海外 .....                    | 20 |
| (3) 処理場 .....                 | 21 |
| ① 生体搬入 .....                  | 21 |

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| ② 解体方法.....                       | 21 |
| ③ 解体処理時の汚染及び交差汚染等.....            | 21 |
| (4) 加工場等における工程.....               | 22 |
| (5) 流通・販売・消費.....                 | 22 |
| ① 国内.....                         | 23 |
| ② 海外.....                         | 24 |
| (6) 喫食実態.....                     | 24 |
| ① 喫食状況.....                       | 25 |
| ② 喫食頻度.....                       | 25 |
| ③ 喫食量.....                        | 25 |
| 4. 問題点の抽出.....                    | 26 |
| (1) 腸管出血性大腸菌感染症の発生動向.....         | 26 |
| (2) 腸管出血性大腸菌による食中毒の原因食品・原因施設..... | 26 |
| (3) 血清型による感染症の特徴.....             | 26 |
| (4) 生産段階での汚染.....                 | 26 |
| (5) 処理流通段階での汚染及び生食用食肉等の流通実態.....  | 26 |
| (6) 生食又は加熱不十分な食肉及び内臓肉の喫食.....     | 27 |
| (7) 若齢者及び高齢者への健康影響.....           | 27 |
| 5. 対象微生物・食品に対する規制状況等.....         | 27 |
| (1) 国内規制等.....                    | 27 |
| ① 生産農場での対策.....                   | 27 |
| ② と畜場及び食肉処理場での対策.....             | 28 |
| ③ 流通する食品への対策.....                 | 28 |
| (2) 諸外国における規制及びリスク評価.....         | 30 |
| ① 規制等.....                        | 30 |
| ② リスク評価事例.....                    | 30 |
| 6. 求められるリスク評価と今後の課題.....          | 31 |
| (1) 求められるリスク評価.....               | 31 |
| (2) 今後の課題.....                    | 31 |
| <参照>.....                         | 33 |

## 1. 対象の微生物・食品の組合せについて

### (1) 対象病原体

本リスクプロファイルで対象とする微生物は、食品中の腸管出血性大腸菌とする。

食品中の腸管出血性大腸菌は、我が国の食品衛生法では、1997年の食品衛生法施行規則の改正により新たに食中毒の報告が必要な病因物質と分類されたものであるが、特に定義はされていない。当該改正は、伝染病予防法で腸管出血性大腸菌感染症が指定伝染病に指定されたことに伴い行われたものであり、腸管出血性大腸菌感染症と診断された患者のうち、医師から食中毒として届け出られたものが食中毒の報告対象となる。

なお、伝染病予防法は2000年に廃止され、新たに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）が定められた。感染症法では、腸管出血性大腸菌感染症は三類感染症とされ、「ベロ毒素（Verotoxin, VT）を産生する腸管出血性大腸菌（enterohemorrhagic *E.coli*, EHEC、Shiga toxin-producing *E.coli*, STEC など）の感染によって起こる全身性疾患である。」と定義されている。

以下に腸管出血性大腸菌の分類等について、概説する。

#### ① 分類（血清型）

大腸菌は、菌体表面に存在する糖鎖抗原であるO抗原、運動性にかかわる鞭毛抗原のH抗原及び莢膜抗原のK抗原で分類されている。

腸管出血性大腸菌については100種類を超えるO血清型が知られているが、特に血清型O157の感染が世界的に多く、また、血清型O26、O103、O111及びO145が人から多く分離されている（参照1）（以下腸管出血性大腸菌血清型O157等にあつては、単にO157等と記載）。

O157に次いで、米国においては、O111、O26、O103（参照2）、欧州においては、O26、O103、O119などの感染が多く確認されている（参照3）。日本ではO157に次いでO26の患者数が多く、2008年に分離された血清型は、O157が約65%、O26が約24%、O111が約4%、残りをその他種々の血清型が占めている。

#### ② 形態等

腸管出血性大腸菌は、通常の大腸菌と同様、グラム陰性の通性嫌気性桿菌で周毛性の鞭毛を有し、ブドウ糖を発酵し酸とガス（CO<sub>2</sub>とH<sub>2</sub>）を産生する。

分離頻度の高いO157は、通常の大腸菌と性質が異なる点が知られており、ソルビトール遅分解性、β-グルクロニダーゼ非産生である（参照4）。

#### ③ 増殖・抑制条件

腸管出血性大腸菌の生残や増殖には、温度、pH、水分活性（a<sub>w</sub>）が影響する。病原大腸菌の増殖温度、pH、a<sub>w</sub>は表1に示すとおりであるが、O157は、増殖温度範囲が若干限定的で、最低8℃、最高約44-45℃、至適は37℃である（参照5）。

表1 病原大腸菌の増殖条件

|                | 最低   | 至適    | 最高     |
|----------------|------|-------|--------|
| 温度(℃)          | 約7-8 | 35-40 | 約44-46 |
| pH             | 4.4  | 6-7   | 9.0    |
| a <sub>w</sub> | 0.95 | 0.995 | -      |

参照5より作成

O157 の熱に対する抵抗性は、脂肪含有量の多い食品中では D 値は高くなり、牛ひき肉における D 値は、脂肪 2% の場合、57.2℃ で 4.1 分、62.8℃ で 0.3 分であるが、脂肪 30.5% ではそれぞれ 5.3 分、0.5 分である（参照 6）ことが報告されている。一方、牛ひき肉中では凍結しても生残すること（参照 7）が報告されている。

なお、O157 の殺菌については、我が国においては 75℃ 1 分間以上の加熱によることとされている。これは、調理用オーブンによるハンバーグの調理加熱での O157 の消長に関し、65℃ 1 分間の加熱により 10<sup>8</sup> の接種菌量が死滅した報告で裏付けられている（参照 8）。

O157 の酸耐性については、pH4.0 から 4.5 の酸性条件下での増殖が可能（参照 4）な場合があり、酸性食品中での長期の生残も可能（表 2）である。

表2 食品中での O157:H7 の酸性下での生残性

| 食品         | 生残期間   | pH      | 保存温度(℃) |
|------------|--------|---------|---------|
| 発酵ドライソーセージ | 2ヶ月間   | 4.5     | 4       |
| マヨネーズ      | 5～7週間  | 3.6～3.9 | 5       |
| アップルサイダー   | 10～31日 | 3.6～4.0 | 8       |

参照6より作成

#### ④ 毒素産生性

腸管出血性大腸菌は、腸管内で VT を産生する。VT は培養細胞の一種であるベロ細胞（アフリカミドリザルの腎臓由来）にごく微量で致死的に働く毒素である。VT は赤痢菌の一種である *Shigella dysenteriae* 1（志賀赤痢菌）の産生する志賀毒素の抗体で中和されたことから、Stx（志賀毒素）とも呼ばれる（本リスクプロファイルでは、参照した文献等に従い「VT」又は「Stx」の表現を用いる）。

また、VT は抗原性が異なる VT1 と VT2 の二つに大きく分けられるが、VT1 は Stx と同一であることが知られており Stx1 と呼ばれる。VT2 は VT1 と生物学的性状が酷似するが物理化学的性状や生物学的性状が異なる。マウスに対する毒性は、VT2 が VT1 より強い（参照 9）と考えられている。

なお、溶血性尿毒症症候群（Hemolytic uremic syndrome : HUS）を引き起こすのは、O157 の場合、VT1 を産生するものより、VT2 のみ又は VT1 及び VT2 の両方を産生するものが多く、重症化する傾向にある（参照 10）。

## ⑤ 感染源

腸管出血性大腸菌の主な生息場所は、ほ乳動物、鳥類の腸管内とされており、牛、豚、鶏、猫、犬、馬、鹿、野鳥などから分離される他、井戸水、河川泥、昆虫（ハエ）などからも分離される。

家畜の中では特に牛の腸管や糞便からの分離が多く報告されている（参照 11）が、牛に対して症状は示さない（参照 4）。

腸管出血性大腸菌の人への伝播経路については、食品を媒介とするもののほか、人から人への感染、動物からの感染、飲料水媒介による感染、プールでの感染などが報告されているが、不明な事例が多い。

## (2) 対象食品

本リスクプロファイルで対象とする食品は、牛肉及び牛内臓肉を主とする食肉とする。

## 2. 公衆衛生上に影響を及ぼす重要な特性

### (1) 引き起こされる疾病の特徴

腸管出血性大腸菌感染症の主な臨床症状は腹痛と下痢であるが、全く症状がないものから軽い腹痛や下痢のみで終わるもの、頻回の水様便、激しい腹痛、著しい血便を伴う出血性大腸炎から HUS や脳症などの重篤な疾患を併発し、死に至るものまである。

#### ① 潜伏期間

潜伏期間は最短 1 日から最長 14 日、平均 4～8 日とされている（参照 6）。

#### ② 排菌期間

排菌は、症状が消失した後も続き、5 歳以下の年少者で発症後 17 日間排菌が認められたとの報告がある（参照 6）。

#### ③ Stx の毒性及びその作用機序

Stx は、細胞表面のレセプターである糖脂質(Globotriosyl ceramid:Gb3)に結合して宿主細胞内に取り込まれた後、宿主細胞の蛋白質合成阻害をすることによって細胞毒性を発揮する（参照 12）。標的細胞としては、血管内皮細胞、大腸上皮細胞、腎メサングウム細胞や単球・マクロファージ等さまざまな細胞に対して作用し炎症や細胞死を誘導する。

#### ④ 治療法

細菌感染症である腸管出血性大腸菌による下痢症については、適切な抗菌剤を使用することが基本であり、症状、季節、年齢などを考慮して適切に診断し、それに応じた治療を行うこととされている。抗菌剤として、小児ではホスホマイシン、ノルフロキサシン、カナマイシンなど、成人ではニューキノロン、ホスホマ

イシンなどが経口投与で用いられる（参照 13）。

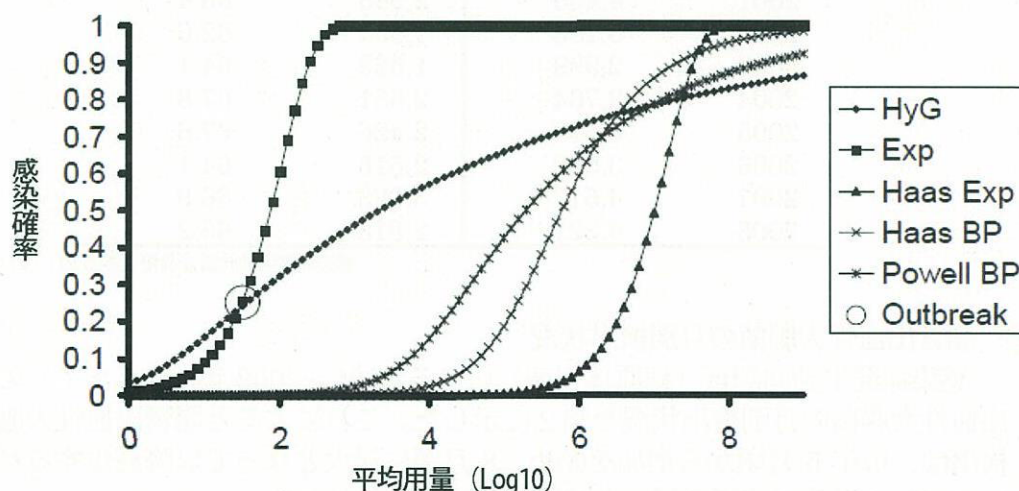
## (2) 用量反応関係

我が国において発生した腸管出血性大腸菌による食中毒の中で摂取菌数及び原因食品中の汚染菌数が判明したものを表 3 に整理した。これによると一人当たり 2～9cfu の菌の摂取で食中毒が発生した事例があることがわかる。

表 3 腸管出血性大腸菌による食中毒事例における摂取菌数

| 原因食品     | 汚染菌数           | 食品推定<br>摂取量  | 摂取菌数/人      | 血清型     | 毒素型   | 発生年  | 文献   |
|----------|----------------|--------------|-------------|---------|-------|------|------|
| シーフードソース | 4～18cfu/100g   | 208g         | 11～50cfu    | O157:H7 | VT1,2 | 1996 | 参照14 |
| サラダ      | 4～18cfu/100g   | 72g          | (平均)        |         |       |      |      |
| メロン      | 43cfu/g        | 50g          | 約2,000cfu   | O157:H7 | VT1,2 | 1997 | 参照15 |
| イクラ醤油漬   | 0.2～           | 20～60g       | —           | O157:H7 | VT1,2 | 1998 | 参照16 |
|          | 0.9MPN/100g    | —            | —           |         |       |      | 参照17 |
| 冷凍ハンバーグ  | 1.45MPN/g      | 100g<br>200g | <108～216MPN | O157    | VT1,2 | 2004 | 参照18 |
| 牛レバ刺し    | 0.04～0.18cfu/g | 50g以下        | 2～9cfu      | O157    | VT2   | 2006 | 参照19 |

また、オランダの国立公衆衛生環境研究所(RIVM)のリスク評価では、岩手県での小学校における食中毒事例（参照 14）をもとに、図 1 に示す用量反応曲線が作成されている（参照 20）。当該評価では、指数モデル(Exp)と超幾何モデル(HyG)を用いた場合のパラメーターを表 4 のとおり推定している。なお、Hass らのウサギを用いた実験的な O157 感染のモデル(Haas Exp, Hass BP)及び Powell らのヒトでの代替病原体の利用に基づくモデル(Powell BP)が当該食中毒事例のデータ(Outbreak)とは一致せず、O157 が高い感染性を有することを示す結果となっている。



※ HyG：超幾何モデル（児童のデータのみ図中に表示）、Exp：指数モデル、BP：ベータポアソンモデル

図 1 腸管出血性大腸菌 O157 の用量反応モデルの概要

参照 20 より

表4 RIVM 評価報告書のパラメータ推定値

| 宿主 | 病原体       | 指数                                    | 超幾何                   |     |
|----|-----------|---------------------------------------|-----------------------|-----|
|    |           | $e^{-rD}$                             | ${}_1F_1(a, a+b, -D)$ |     |
|    |           | $r$                                   | $a$                   | $b$ |
| 小児 | STEC O157 | $9.3 \times 10^{-3} \text{ cfu}^{-1}$ | 0.1                   | 2.3 |
| 成人 | STEC O157 | $5.1 \times 10^{-3} \text{ cfu}^{-1}$ | 0.07                  | 3.0 |

参照 20 より

## (3) 腸管出血性大腸菌感染症

腸管出血性大腸菌による感染症は、感染症法に基づく全数把握対象疾病である。医師は、腸管出血性大腸菌感染症の患者等について、臨床的特徴及び定められた検査方法等による検査結果を踏まえ、都道府県知事に届け出ることとされている。

また、当該疾病患者、無症状病原体保有者を診察した医師からの届出及び提供された検査材料からの病原体検出状況を取りまとめたものが、感染症発生動向調査に基づく患者情報及び病原体情報である。

## ① 腸管出血性大腸菌感染症発生状況

表5は感染症法に基づく感染症発生動向調査（患者情報）で2000～2008年に報告された報告数（週報）をまとめたものである。これによると、2004年以降の感染者数は横ばいか漸増傾向で推移しており、2007年と2008年は、2年連続で4,000例を超えている状況にある。そのうちの有症状者数についても同様の傾向にあり、有症状者の割合は54.1～67.8%で推移していることが判る。

表5 腸管出血性大腸菌感染症報告数

| 年次   | 報告数※  | 有症者   |          |
|------|-------|-------|----------|
|      |       | 有症者   | 有症者割合(%) |
| 2000 | 3,648 | 2,265 | 62.1     |
| 2001 | 4,435 | 2,943 | 66.4     |
| 2002 | 3,183 | 1,994 | 62.6     |
| 2003 | 2,999 | 1,623 | 54.1     |
| 2004 | 3,764 | 2,551 | 67.8     |
| 2005 | 3,589 | 2,426 | 67.6     |
| 2006 | 3,922 | 2,515 | 64.1     |
| 2007 | 4,617 | 3,083 | 66.8     |
| 2008 | 4,321 | 2,818 | 65.2     |

感染症発生動向調査週報（参照 21）より作成

## ② 腸管出血性大腸菌の月別検出状況

感染症発生動向調査（病原体情報）による2005～2009年（9月まで）の腸管出血性大腸菌の月別検出状況を図2に示した。これによると腸管出血性大腸菌の検出は、毎年5月頃から増加を始め、8月頃に最大となって以降減少するパターンを示し、夏季に流行のピークが見られることがわかる。



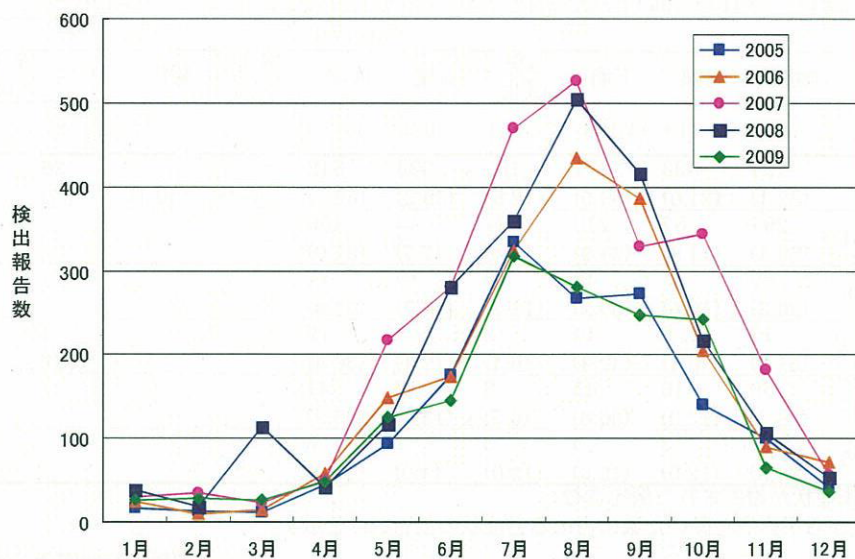


図2 腸管出血性大腸菌の月別検出状況（2005～2009年）

病原微生物検出情報より作成

### ③ 症状

2008年の感染症発生動向調査（病原体情報）による腸管出血性大腸菌検出報告2,471例<sup>注1)</sup>について、血清型別の臨床症状をまとめたものが表6である。これによると腸管出血性大腸菌感染症は血清型により発症率が異なり、O26はO157よりも発症率が低いことがわかる。

O157及びO26の主な症状は次のとおりである。

O157：1,611例のうち不詳を除く1,541例については、下痢56.5%、腹痛52.7%、血便39.2%、発熱21.0%であり、HUSが1.7%であった。無症状は32.1%であった。

O26：581例から不詳を除いた570例については、下痢37.9%、腹痛27.9%、血便7.7%、発熱11.8%でHUSの事例は無く、無症状が52.1%であった。

注1) 感染症発生動向調査に基づく病原体情報は保健所の判断に基づき必要に応じて提供されるものであり、患者情報の集計値（表5）とは異なるものである。

表6 腸管出血性大腸菌検出例の血清型別臨床症状（2008 年）

| 血清型        | 例数    | 臨床症状 <sup>※</sup> |               |               |               |               |               |            |            |             |             |     |
|------------|-------|-------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|------------|------------|-------------|-------------|-----|
|            |       | 無症状               | 発熱            | 下痢            | 嘔気<br>嘔吐      | 血便            | 腹痛            | 意識<br>障害   | 脳症         | HUS         | 腎機能<br>障害   | 不詳  |
| 検出総<br>報告数 | 2,471 | 918               | 419           | 1,194         | 251           | 685           | 1,074         | 1          | 1          | 27          | 19          | 103 |
| O157       | 1,611 | 494<br>(32.1)     | 323<br>(21.0) | 871<br>(56.5) | 197<br>(12.8) | 604<br>(39.2) | 812<br>(52.7) | 1<br>(0.1) | 1<br>(0.1) | 26<br>(1.7) | 18<br>(1.2) | 70  |
| O26        | 581   | 297<br>(52.1)     | 67<br>(11.8)  | 216<br>(37.9) | 31<br>(5.4)   | 44<br>(7.7)   | 159<br>(27.9) | -          | -          | -           | -           | 11  |
| O111       | 88    | 20<br>(26.3)      | 8<br>(10.5)   | 45<br>(59.2)  | 10<br>(13.2)  | 15<br>(19.7)  | 47<br>(61.8)  | -          | -          | -           | -           | 12  |
| O145       | 34    | 17<br>(51.5)      | 2<br>(6.1)    | 14<br>(42.4)  | 2<br>(6.1)    | 4<br>(12.1)   | 12<br>(36.4)  | -          | -          | 1<br>(3.0)  | -           | 1   |
| その他        | 132   | 69<br>(56.1)      | 16<br>(13.0)  | 45<br>(36.6)  | 8<br>(6.5)    | 17<br>(13.8)  | 41<br>(33.3)  | -          | -          | -           | -           | 9   |
| OUT        | 25    | 21<br>(84.0)      | 3<br>(12.0)   | 3<br>(12.0)   | 3<br>(12.0)   | 1<br>(4.0)    | 3<br>(12.0)   | -          | -          | -           | 1<br>(4.0)  | -   |

※2つ以上の臨床症状が報告された例を含む。

○内は、例数から不詳例を除いた数に占める各症状の割合(%)を示す。

病原微生物検出情報（参照 22）より作成

#### ④ HUS

HUS は溶血性貧血、血小板減少、急性腎不全を 3 主徴とする症候群で、腸管出血性大腸菌の感染に引き続いて発症することが多く、腸管出血性大腸菌感染者の約 10～15%に発症し、HUS 発症者の約 1～5%が死亡するとされている（参照 22）。

我が国では、感染症発生動向調査（患者情報）において 2006～2008 年に腸管出血性大腸菌感染症の有症者の約 3～4%に HUS を併発したとの報告がある（参照 22）。

同調査における我が国の腸管出血性大腸菌感染症の HUS 発生率は、2008 年の全年齢で人口 10 万対 0.07（2006 年 0.08、2007 年 0.10）、5 歳未満では 0.87（2006 年 0.96、2007 年 1.13）であった。諸外国における 5 歳未満の HUS 発生率はアルゼンチンが最も高く 13.9、スコットランド 3.4、アイルランド 2.33（英国全体で 1.54）、米国 2.01、フランス 1.87、ニュージーランド／オーストラリア 1.0～1.3 など、いずれも日本より高い。ただし、スコットランド、米国、フランスは、HUS としてのサーベイランスが強化されており、積極的な症例探索が行われている。一方、日本で過去に行われた全国調査では、小児の HUS 例だけで年間およそ 130 例が報告されており、現在の感染症発生動向調査における大腸菌感染症の HUS 発症数は、過少評価しているものと推測される（参照 22）とされている。

HUS を発症した患者については、回復しても腎不全などの重篤な後遺症が残ることがある。2008 年に感染症発生動向調査で報告された 94 の HUS 発症例について行った調査では、死亡が 5 例（致死率 5.3%）、後遺症ありと報告された症例が、意識障害（2 例）、慢性腎炎（1 例）、腎機能障害（1 例）、蛋白尿（1 例）の 5 例とされている（参照 22）。

また、表7に2008年に報告されたHUSの年齢群別の発生率について示した。これによるとHUS発症者は、0～4歳が全体の50%と最も多く、15歳未満では約80%を占める。有症状者に占めるHUS発症例の割合は、0～4歳が最も高い。性別は男性が39例、女性が55例で女性に多く見られている（参照22）。

表7 年齢群別HUS報告数と発生率(2008年)

| 年齢群    | HUS | 有症状者  | HUS発生率(%) <sup>※</sup> |
|--------|-----|-------|------------------------|
| 0-4歳   | 47  | 683   | 6.9                    |
| 5-9歳   | 21  | 463   | 4.5                    |
| 10-14歳 | 8   | 252   | 3.2                    |
| 15-64歳 | 12  | 1,205 | 1.0                    |
| 65歳以上  | 6   | 215   | 2.8                    |
| 総計     | 94  | 2,818 | 3.3                    |

※HUS発生率(%)=HUS報告数/有症状者数

病原微生物検出情報（参照22）より

## ⑤ 感受性集団

腸管出血性大腸菌感染症について、2008年の感染者数及び有症者の割合を年齢別に示したものが図3である。感染者に関しては、5歳未満が最も多く、5～9歳がこれに次いでいる。有症者の割合については、14歳以下の若年層や70歳以上の高齢者で70%以上と高く、一方で30代、40代では有症者の割合が43%以下であった<sup>22)</sup>。この傾向は1997年に国立感染症研究所に送付された腸管出血性大腸菌O157:H7が分離された者について調べた有症状者/無症状者の割合（参照23）とほぼ一致しており、大きな変化は起こっていないものと考えられる。

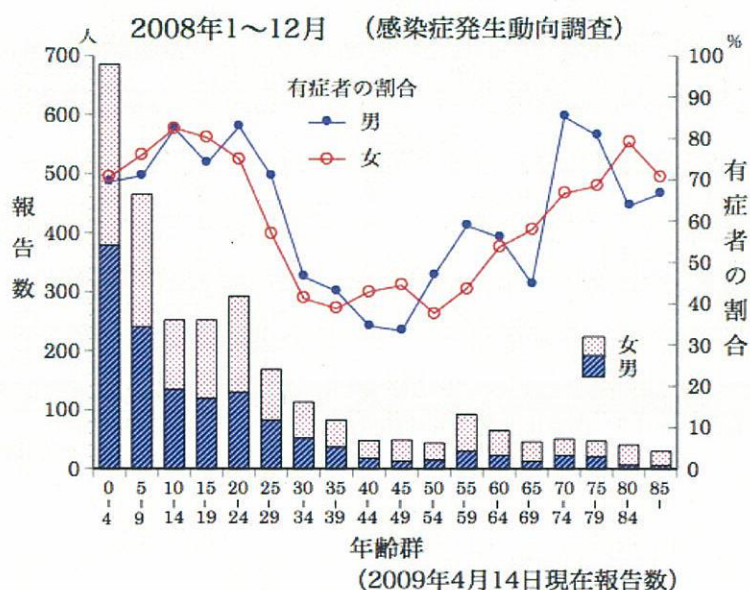


図3 腸管出血性大腸菌感染症年齢別発生状況

病原微生物検出情報（参照22）より

腸管出血性大腸菌への感受性は小児が最も高く、感染者数も例年最も多い。幼稚園等では集団発生が多く報告されている。岩手県の小学校における集団食中毒（参照 14）データを用いた RIVM の報告では、教師の感染確率は、児童の感染確率の半分と推定している（集団食中毒に関与した教師の人数が少なかったため、統計的な有意差は認められない。）（参照 20）。

また、高齢者の感受性も高く、老人介護施設における集団発生が報告されている。

## ⑥ 死亡数

1999～2008 年の人口動態統計から死因が腸管出血性大腸菌による腸管感染症とされている死亡数をまとめたものが、表 8 である。2008 年までの 10 年間で 49 名の死亡者が報告されており、約 53%が 70 歳以上の高齢者であり、約 24%が 4 歳以下の若齢者である。

表 8 腸管出血性大腸菌による腸管感染症での年齢区分別死者数

| 年齢区分   | 1999年 | 2000年 | 2001年 | 2002年 | 2003年 | 2004年 | 2005年 | 2006年 | 2007年 | 2008年 | 合計 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 0～4歳   | -     | 3     | -     | 2     | -     | 2     | 2     | 1     | 2     | -     | 12 |
| 5～9歳   | -     | -     | 1     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | 1  |
| 10～14歳 | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | 1     | 1  |
| 15～19歳 | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | 0  |
| 20～24歳 | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | 1     | -     | -     | 1  |
| 25～29歳 | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | 0  |
| 30～34歳 | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | 0  |
| 35～39歳 | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | 0  |
| 40～44歳 | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | 0  |
| 45～49歳 | -     | 1     | 1     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | 2  |
| 50～54歳 | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | 1     | -     | 1  |
| 55～59歳 | -     | -     | -     | 2     | -     | -     | 1     | 1     | -     | -     | 4  |
| 60～64歳 | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | 1     | -     | -     | 1  |
| 65～69歳 | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | 0  |
| 70～74歳 | -     | 1     | 1     | -     | -     | 1     | -     | -     | -     | 1     | 4  |
| 75～79歳 | 1     | 1     | -     | -     | 2     | -     | 2     | 1     | -     | -     | 7  |
| 80～84歳 | -     | -     | 2     | 1     | -     | 1     | 1     | -     | 1     | 1     | 7  |
| 85～89歳 | -     | 1     | -     | -     | -     | -     | 1     | -     | -     | 2     | 4  |
| 90～94歳 | -     | -     | -     | 1     | 1     | -     | -     | 1     | -     | -     | 3  |
| 95～99歳 | -     | -     | -     | 1     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | 1  |
| 100歳～  | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | 0  |
| 不詳     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     | 0  |
| 合計     | 1     | 7     | 5     | 7     | 3     | 4     | 7     | 6     | 4     | 5     | 49 |

※基本死因分類が「A04.3 腸管出血性大腸菌感染症」となっているものを集計

厚生労働省人口動態統計より作成

#### (4) 食中毒発生状況

腸管出血性大腸菌による食中毒は、1996年に全国的流行があり10,000人以上の患者数が報告されたが、2000～2008年は、このような大規模な食中毒事例は発生していないものの、発生件数は10～25件程で推移し、患者数は70～1,000人程と年次により増減がみられる。

また、感染症発生動向調査（患者情報）と比較すると、同報告数に占める食中毒患者数の割合は、数%から30%までと年次により差が認められている。米国では、O157感染者の85%が食品媒介によるものと推定されており（参照24）、我が国では食品由来と判明した事例は少ない実態となっている。

なお、腸管出血性大腸菌による食中毒での死者は、2004年以降は報告されていない。

##### ① 血清型別食中毒発生状況

表9に1996～2005年までの腸管出血性大腸菌による食中毒の主な血清型別の発生件数等を示した。これによると腸管出血性大腸菌による食中毒は、O157によるものが最も多い。

表9 腸管出血性大腸菌による食中毒の主な血清型別発生状況

| 年    | O157 |        |     | O26 |     |     | O111 |     |     |
|------|------|--------|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|
|      | 件数   | 患者数    | 死者数 | 件数  | 患者数 | 死者数 | 件数   | 患者数 | 死者数 |
| 1996 | 87   | 10,322 | 8   | 2   | 7   | 0   | 4    | 76  | 0   |
| 1997 | 25   | 211    | 0   | 14  | 14  | 0   | 7    | 7   | 0   |
| 1998 | 13   | 88     | 3   | 1   | 88  | 0   | 2    | 7   | 0   |
| 1999 | 6    | 34     | 0   | 0   | 0   | 0   | 1    | 4   | 0   |
| 2000 | 14   | 110    | 1   | 1   | 1   | 0   | 1    | 2   | 0   |
| 2001 | 24   | 378    | 0   | 0   | 0   | 0   | 0    | 0   | 0   |
| 2002 | 12   | 259    | 9   | 0   | 0   | 0   | 0    | 0   | 0   |
| 2003 | 10   | 39     | 1   | 1   | 141 | 0   | 0    | 0   | 0   |
| 2004 | 18   | 70     | 0   | 0   | 0   | 0   | 0    | 0   | 0   |
| 2005 | 24   | 105    | 0   | 0   | 0   | 0   | 0    | 0   | 0   |
| 2006 | 23   | 166    | 0   | 1   | 13  | 0   | 0    | 0   | 0   |
| 2007 | 25   | 928    | 0   | 0   | 0   | 0   | 0    | 0   | 0   |
| 2008 | 17   | 115    | 0   | 0   | 0   | 0   | 0    | 0   | 0   |

厚生労働省食中毒統計、腸管出血性大腸菌による食中毒発生状況、病原微生物検出情報より作成

##### ② 月別発生状況

2004～2008年の腸管出血性大腸菌による食中毒の月別発生状況を図4に示した。これによると腸管出血性大腸菌による食中毒の発生は、4～10月に多く、7～8月の盛夏期に最も多くなるが、冬期でも発生が認められている。



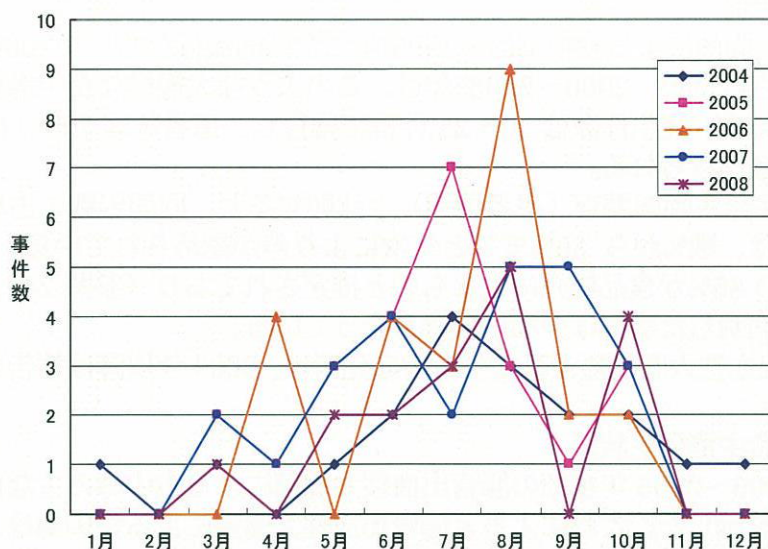


図4 腸管出血性大腸菌による食中毒の月別発生状況 (2004～2008年)  
厚生労働省食中毒統計より作成

### ③ 年齢別食中毒発生状況

1999～2005年の腸管出血性大腸菌による食中毒患者数及び死者数について年齢区分別にまとめたものが表10である。これによると患者は9歳以下の若齡者が約35%、70歳以上の高齢者が約8%を占めている。また、死者数については、70歳以上の高齢者が約90%を占めていることがわかる。

表10 腸管出血性大腸菌による食中毒の年齢区分別患者数

| 年齢区分   | 単位：人、○内は死者数 |            |       |            |            |       |       | 合計            | 割合(%) |
|--------|-------------|------------|-------|------------|------------|-------|-------|---------------|-------|
|        | 1999年       | 2000年      | 2001年 | 2002年      | 2003年      | 2004年 | 2005年 |               |       |
| 0歳     | 1           | -          | -     | 2          | -          | -     | -     | 3             | 0.3   |
| 1～4歳   | 3           | 24         | 32    | 10         | 68         | 8     | 9     | 154           | 13.2  |
| 5～9歳   | 4           | 26         | 47    | 64         | 80         | 16    | 11    | 248           | 21.2  |
| 10～14歳 | 2           | 13         | 117   | 30         | 5          | 14    | 22    | 203           | 17.4  |
| 15～19歳 | 12          | 6          | 34    | 4          | -          | 7     | 9     | 72            | 6.2   |
| 20～29歳 | 5           | 8          | 49    | 33         | 15         | 16    | 23    | 149           | 12.7  |
| 30～39歳 | 3           | 11         | 35    | 9          | 2          | 5     | 15    | 80            | 6.8   |
| 40～49歳 | 7           | 4          | 16    | 8          | 3          | 2     | 5     | 45            | 3.8   |
| 50～59歳 | 2           | 4          | 29    | 25<br>(1)  | 3          | -     | 7     | 70<br>(1)     | 6.0   |
| 60～69歳 | 4           | 6          | 9     | 29         | 2          | 1     | 2     | 53            | 4.5   |
| 70歳以上  | 3           | 11<br>(1)  | 10    | 59<br>(8)  | 6<br>(1)   | 1     | 2     | 92<br>(10)    | 7.9   |
| 不詳     | -           | -          | -     | -          | -          | -     | -     | -             | -     |
| 合計     | 46          | 113<br>(1) | 378   | 273<br>(9) | 184<br>(1) | 70    | 105   | 1,169<br>(11) |       |

厚生労働省食中毒統計より作成

④ 感染者が10人以上の食中毒の発生状況

2000～2008年の感染症発生動向調査（患者情報）のうち、腸管出血性大腸菌陽性者（無症状者を含む）10人以上の食品媒介事例を抽出し、その概要をとりまとめたものが表11である。血清型別で見るとO157が多い。原因食品が特定されているものは少ないが、発生の多い焼肉店の事例では、食肉や食肉から交差汚染した他の食品が原因食品となった可能性も考えられる。発生施設については飲食店が多いが、高齢者施設や保育所・幼稚園などでの発生もみられる。

表11 感染者が10人以上の腸管出血性大腸菌による食中毒の発生状況

| 年    | 発生時期   | 血清型     | 毒素型   | 患者数/摂取者数    | 推定原因食品等             | 発生施設      |
|------|--------|---------|-------|-------------|---------------------|-----------|
| 2000 | 5月     | O157:H7 | VT1,2 | 不明/不明       | レタスから菌分離            | 病院        |
|      | 10～11月 | O157:H7 | VT2   | 41/569      | 牛の丸焼き(推定)           | イベント会場    |
|      | 3～4月   | O157:H7 | VT1,2 | 195/454     | 牛タタキ・ローストビーフ        | 家庭        |
| 2001 | 8月     | O157:H7 | VT1,2 | 5/不明        | 施設の給食(推定)           | 福祉・養護施設   |
|      | 8月     | O157:H7 | VT1,2 | 29/223      | 焼肉店                 | 飲食店       |
|      | 8月     | O157:H7 | VT1,2 | 26/不明       | 和風キムチ               | 福祉・養護施設   |
|      | 4～5月   | O157:H7 | VT1,2 | 30/不明       | 保存牛肉から菌分離           | 飲食店       |
| 2002 | 6～7月   | O157:H7 | VT2   | 74/162      | キュウリの浅漬けから菌分離       | 保育所       |
|      | 8月     | O157:H7 | VT1,2 | 123/876     | 香味和えから菌分離           | 病院・老人保健施設 |
| 2003 | 5月     | O157:H7 | VT1,2 | 4/270       | 在宅老人への配食            | 家庭        |
|      | 7月     | O157:H7 | VT1,2 | 8/477       | ラーメンチェーン店           | 飲食店       |
|      | 8月     | O157:H7 | VT1,2 | 11/54       | 食肉販売店調理品            | 家庭        |
|      | 9月     | O26:H11 | VT1   | 141/3,476   | センター方式給食            | 幼稚園       |
| 2004 | 7月     | O111:H7 | VT1,2 | 110/377     | 韓国修学旅行              | 高校        |
| 2005 | 3月     | O157:H7 | VT2   | 9/25以上      | 焼肉店(加熱不十分のホルモン(推定)) | 飲食店       |
|      | 3月～    | O157:H7 | VT1,2 | 9/19        | 牛レバー(推定)            | 飲食店       |
|      | 6月     | O157:H7 | VT1,2 | 不明/70以上     | 特定不能                | 地域行事      |
|      | 7月     | O157:H7 | VT1,2 | 4/128       | 焼肉店                 | 飲食店       |
| 2006 | 7～8月   | O157:H7 | VT2   | 7/25        | 焼肉店                 | 飲食店       |
|      | 8月     | O157:H7 | VT1,2 | 11/不明       | 焼肉店                 | 飲食店       |
|      | 8～9月   | O26:H11 | VT1   | 13/128      | 焼肉店                 | 飲食店       |
|      | 9月     | O157:H7 | VT2   | 81/122      | 中国修学旅行              | 高校        |
|      | 9～10月  | O157:H7 | VT2   | 9/987       | 焼肉店                 | 飲食店       |
|      | 5月     | O157:H7 | VT1,2 | 5/568       | 焼肉店(ユッケ(推定))        | 飲食店       |
| 2007 | 5～6月   | O157:H7 | VT2   | 467/7,700   | 当該施設が調理した食事及び弁当(推定) | 学校食堂      |
|      | 6月     | O157:H7 | VT1,2 | 22/40       | 会食料理                | 飲食店       |
|      | 7月     | O157:H7 | VT1,2 | 11/139      | 肉類                  | 飲食店       |
|      | 9～10月  | O157:H7 | VT1,2 | 314/4,243以上 | 仕出し弁当               | 飲食店       |
| 2008 | 3月     | O26:H11 | VT1   | 91/249      | 豪州修学旅行              | 学校        |
|      | 7月     | O157:H7 | VT1,2 | 6/23        | 生レバー、牛刺し等           | 飲食店       |
|      | 8月     | O157:H7 | VT1,2 | 10/53       | バーベキュー(加熱不十分の肉)     | その他       |
|      | 10月    | O157:H7 | VT1,2 | 5/46        | 焼き肉                 | その他       |

病原微生物検出情報、厚生労働省食中毒統計より作成

### ⑤ 死亡事例の特徴

1996～2008 年に報告された腸管出血性大腸菌による食中毒事例から全死亡事例を抽出し概要をとりまとめたものが表 1 2 である。これによると 22 人すべての事例が O157 によるものであり、9 歳以下の若齢者が 5 人(22.7%)、約 60 歳以上の高齢者が 14 人(63.6%)であり、85%以上がこの年齢層で占められていることがわかる。

また、性別では女性が多い傾向にある。

表 1 2 腸管出血性大腸菌による食中毒での死亡事例

| 年    | 死者数 | 死者性別及びうち数 | 年齢層                | 血清型     | 毒素型   | 死因等                  | 原因食品                                          | 原因施設      |
|------|-----|-----------|--------------------|---------|-------|----------------------|-----------------------------------------------|-----------|
| 1996 | 8   | 女3        | 5～9歳<br>10歳<br>12歳 | O157:H7 | VT1,2 | 10歳及び12歳はHUSにより死亡    | 学校給食(推定)                                      | 学校        |
|      |     | 女2        | 5～9歳               | O157:H7 | VT1,2 | HUSを併発し死亡            | 学校給食(推定)                                      | 学校        |
|      |     | 女1        | 1～4歳               | O157:H7 | VT1,2 | —                    | 不明                                            | 不明        |
|      |     | 男1        | 5～9歳               | O157    | —     | —                    | 不明                                            | 不明        |
|      |     | 男1        | 50歳代               | O157:H7 | VT1,2 | —                    | サラダ(推定)                                       | 社員食堂      |
| 1998 | 3   | 男2        | 70歳代               | O157:H7 | VT2   | —                    | サラダ(だいこん、レタス、わかめ、まぐろ油漬、ドレッシング)                | 特別養護老人ホーム |
|      |     | 女1        | 80歳代               |         |       |                      |                                               |           |
| 2000 | 1   | 女1        | 75～79歳             | O157    | —     | HUSを併発し死亡            | かぶの浅漬                                         | 老人保健施設    |
| 2002 | 9   | 男2        | 73歳<br>74歳         | O157:H7 | VT1,2 | HUS等を併発し死亡           | 和え物(推定)(香味和え：ゆでほうれん草、蒸しささみ、ねぎ、生しょうが、醤油で和えたもの) | 病院、老人保健施設 |
|      |     | 女7        | 58～98歳             |         |       |                      |                                               |           |
| 2003 | 1   | 女1        | 93歳                | O157:H7 | VT1,2 | 発病後3日目に脳症及びHUSを併発し死亡 | 配食弁当(推定)                                      | 仕出屋       |

病原微生物検出情報、厚生労働省食中毒統計より作成

### ⑥ 原因食品

腸管出血性大腸菌による食中毒の原因食品としては、牛肉(特に牛ひき肉)、チーズ、牛乳(特に未殺菌乳)、牛レバーなど牛に関連する食品(非加熱または加熱不十分のもの)が多い。

また、野菜による事例が世界的に多く報告されており、米国では、非加熱または最小限の加工がされた野菜や果物(レタス、アルファルファ、ほうれん草、アップルジュース、メロンなど)が原因食品の事例が報告されているが、これらは生産段階での牛糞の汚染の関与が疑われている。

我が国で、1998～2005年に発生した腸管出血性大腸菌による食中毒事例について、原因食品別の発生件数等を示したものが表 1 3 である。これによると原因食品が不明なものを除いた件数に占める各食品群の割合では、肉類及びその加工品の割合が 50%を超えることが多く、原因食品群の中で最も高い割合を示していることがわかる。



表 1 3 原因食品別腸管出血性大腸菌食中毒発生件数

単位:件(%)

| 原因食品・食事    | 年 | 1998        | 1999        | 2000        | 2001         | 2002        | 2003        | 2004        | 2005         | 合計           |
|------------|---|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|
| 魚介類及びその加工品 |   | 2<br>(33.3) | 0           | 1<br>(9.1)  | 0            | 0           | 0           | 0           | 0            | 3<br>[3.1]   |
| 肉類及びその加工品  |   | 2<br>(33.3) | 4<br>(66.7) | 6<br>(54.5) | 11<br>(64.7) | 5<br>(55.6) | 2<br>(18.2) | 6<br>(42.9) | 11<br>(50.0) | 47<br>[49.0] |
| 卵類及びその加工品  |   | 0           | 0           | 0           | 0            | 0           | 0           | 0           | 1<br>(4.5)   | 1<br>[1.0]   |
| 乳類及びその加工品  |   | 0           | 0           | 0           | 0            | 0           | 0           | 0           | 0            | 0            |
| 穀類及びその加工品  |   | 0           | 0           | 0           | 0            | 0           | 0           | 0           | 0            | 0            |
| 野菜及びその加工品  |   | 0           | 0           | 1<br>(9.1)  | 1<br>(5.9)   | 1<br>(11.1) | 0           | 0           | 0            | 3<br>[3.1]   |
| 菓子類        |   | 0           | 0           | 0           | 0            | 0           | 0           | 0           | 0            | 0            |
| 複合調理食品     |   | 2<br>(33.3) | 0           | 0           | 0            | 1<br>(11.1) | 0           | 0           | 0            | 3<br>[3.1]   |
| その他        |   | 0           | 2           | 3           | 5            | 2           | 9           | 8           | 10           | 39           |
| 食品特定       |   | 0           | 1<br>(16.7) | 0           | 0            | 0           | 1<br>(9.1)  | 1<br>(7.1)  | 0            | 3<br>[3.1]   |
| 食事特定       |   | 0           | 1<br>(16.7) | 3<br>(27.3) | 5<br>(29.4)  | 2<br>(22.2) | 8<br>(72.7) | 7<br>(50.0) | 10<br>(45.5) | 36<br>[37.5] |
| 不明         |   | 10          | 2           | 5           | 7            | 4           | 1           | 4           | 2            | 35           |
| 合計         |   | 16          | 8           | 16          | 24           | 13          | 12          | 18          | 24           | 131          |

※():年次件数/(各年次合計数-各年次不明数)×100

[ ]:各食品合計数/(総件数-総不明数)×100

※食品特定と食事特定はその他の内訳。

厚生労働省食中毒統計より作成

さらに、2003～2009 年の 7 年間の腸管出血性大腸菌による食中毒事例について原因食品と原因施設の関係を整理したものが表 1 4 である。これによると原因食品が判明した事例はすべて食肉に関係しており、焼肉などが約 26%を占め最も多く、レバー、ユッケが次いで多いことがわかる。

表 1 4 原因食品及び原因施設

| 原因食品群      | 件数  | 原因施設 | 件数 |
|------------|-----|------|----|
| 焼肉など       | 36  | 飲食店  | 32 |
|            |     | 家庭   | 2  |
|            |     | その他  | 2  |
| レバー        | 18  | 飲食店  | 15 |
|            |     | 家庭   | 2  |
|            |     | 販売店  | 1  |
| ユッケ        | 8   | 飲食店  | 8  |
| ステーキ/ハンバーグ | 4   | 飲食店  | 3  |
|            |     | 不明   | 1  |
| ホルモン       | 3   | 飲食店  | 2  |
|            |     | その他  | 1  |
| その他食肉      | 1   | 家庭   | 1  |
| 不明         | 69  | 飲食店  | 56 |
|            |     | 家庭   | 3  |
|            |     | 仕出屋  | 4  |
|            |     | 事業場  | 1  |
|            |     | 学校   | 1  |
|            |     | 旅館   | 1  |
|            |     | その他  | 1  |
|            |     | 不明   | 2  |
| 計          | 139 |      |    |

厚生労働省食中毒発生事例より作成 (2009 年は速報)

⑦ 原因施設

我が国で 1998～2005 年に発生した腸管出血性大腸菌による食中毒について、原因施設別の発生件数等について示したものが表 1 5 である。

これによると飲食店での発生割合は、1998 年と 2005 年を比較すると約 2.5 倍に増加しており、2005 年には 95%を超えていることがわかる。また、家庭での発生については、例年 1 件程度であるが、ほぼ毎年発生していることがわかる。

なお、表 1 4 に示したとおり、2003～2009 年の 7 年間の食中毒事例でみても原因施設については、飲食店が最も多く約 80%を占め、その他は家庭、事業所、学校であることがわかる。

表 1 5 原因施設別腸管出血性大腸菌食中毒発生件数

|   |       | 単位:件(%)     |             |             |              |             |             |              |              |              |
|---|-------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|
| 年 | 原因施設  | 1998        | 1999        | 2000        | 2001         | 2002        | 2003        | 2004         | 2005         | 合計           |
|   | 家庭    | 1<br>(12.5) | 1<br>(14.3) | 2<br>(16.7) | 1<br>(5.6)   | 0           | 1<br>(8.3)  | 1<br>(5.9)   | 1<br>(4.2)   | 8<br>[7.3]   |
|   | 事業場   | 0           | 0           | 0           | 0            | 0           | 0           | 0            | 0            | 0            |
|   | 保育所   | 2<br>(25.0) | 0           | 0           | 0            | 1<br>(9.1)  | 0           | 0            | 0            | 3<br>[2.8]   |
|   | 老人ホーム | 1<br>(12.5) | 0           | 1<br>(8.3)  | 1<br>(5.6)   | 0           | 0           | 0            | 0            | 3<br>[2.8]   |
|   | 学校    | 0           | 0           | 0           | 0            | 0           | 0           | 0            | 0            | 0            |
|   | 幼稚園   | 0           | 0           | 0           | 0            | 0           | 0           | 0            | 0            | 0            |
|   | 小学校   | 0           | 0           | 0           | 0            | 0           | 0           | 0            | 0            | 0            |
|   | 病院    | 0           | 0           | 0           | 0            | 2<br>(18.2) | 0           | 0            | 0            | 2<br>[1.8]   |
|   | 旅館    | 0           | 0           | 0           | 1<br>(5.6)   | 1<br>(9.1)  | 0           | 0            | 0            | 2<br>[1.8]   |
|   | 飲食店   | 3<br>(37.5) | 5<br>(71.4) | 7<br>(58.3) | 13<br>(72.2) | 6<br>(54.5) | 9<br>(75.0) | 14<br>(82.4) | 23<br>(95.8) | 80<br>[73.4] |
|   | 販売店   | 0           | 0           | 0           | 0            | 0           | 0           | 0            | 0            | 0            |
|   | 製造所   | 1<br>(12.5) | 0           | 0           | 2<br>(11.1)  | 0           | 0           | 0            | 0            | 3<br>[2.8]   |
|   | 仕出屋   | 0           | 0           | 1<br>(8.3)  | 0            | 0           | 2<br>(16.7) | 0            | 0            | 3<br>[2.8]   |
|   | その他   | 0           | 1<br>(14.3) | 1<br>(8.3)  | 0            | 1<br>(9.1)  | 0           | 2<br>(11.8)  | 0            | 5<br>[4.6]   |
|   | 不明    | 8           | 1           | 4           | 6            | 2           | 0           | 1            | 0            | 22           |
|   | 合計    | 16          | 8           | 16          | 24           | 13          | 12          | 18           | 24           | 131          |

※(): 年次件数/(各年次合計数-各年次不明数)×100

[ ]: 各施設合計数/(総件数-総不明数)×100

厚生労働省食中毒統計より作成

### 3. 食品の生産、製造、流通、消費における要因

#### (1) フードチェーンの概要

一般的な牛肉の流通経路について図5に示す。当該経路のうち、内臓肉については不明な点が多く実態が把握されていないため、(2)～(6)では主に食肉の生産から消費までの汚染要因等について記載する。

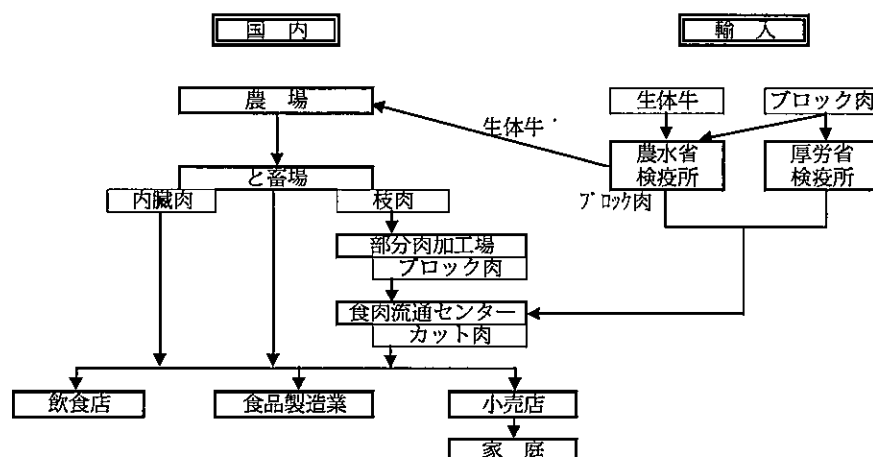


図5 一般的な牛肉等の流通経路

#### (2) 生産場（農場）

牛の保菌率は、農場や季節により異なることが報告されている。また、保菌牛の飼育群内での接触や糞便によって畜舎、放牧場、飲水等が汚染される。

##### ① 国内

##### a. 農場における生体牛の汚染状況

表16に国内農場における生体牛（乳牛）の直腸便検査での志賀毒素産生菌（STEC）による汚染実態調査の結果をまとめた。1998年の調査では、関東甲信越地方の78農場の乳牛358頭のうち22.1%の牛からSTECが分離され、O26及びO157等が分離されている（参照25）。2006～2007年の調査では、全国11自治体の123農場の乳牛932頭のうち84農場（68.3%）由来の11.9%の牛からSTECが分離され、O26は分離されたがO157は分離されなかった（参照26）と報告されている。両調査は、同一の研究者により行われたものであり、分離方法が異なるものの乳牛の分離率については、当該10年間で19%から12%に減少したと報告されている（参照26）。

表16 農場における生体牛のSTEC保菌状況

| 牛種           | 検査<br>頭数 | 分離<br>頭数 | 保菌率<br>(%) | 検査<br>項目 | 検体採取年     | 検体採取<br>時期 | 文献   |
|--------------|----------|----------|------------|----------|-----------|------------|------|
| 乳牛           | 358      | 79       | 22.1       | STEC     | 1998      | 5～10月      | 参照25 |
| （子牛:calf     | 87       | 17       | 19.5       |          |           |            |      |
| （未経産牛:heifer | 88       | 27       | 30.6       |          |           |            |      |
| （雌牛:cow      | 183      | 35       | 19.1       |          |           |            |      |
| 乳牛(cow)      | 932      | 111      | 11.9       | STEC     | 2006～2007 | 5～11月      | 参照26 |

○ 内は調査対象乳牛の詳細

b. 牛の月齢別保菌状況

1998年2月～1999年10月に行われた東北地方の農場及びと畜場での牛の月齢別の STEC 汚染実態調査(糞便検査)では、2か月齢未満 39.4%(28/71)、2～8か月齢 78.9%(105/133)、1歳以上 40.8%(125/306)であった(参照 27)と報告されている。

2004年7月～2006年3月に行われた牛の腸管出血性大腸菌汚染実態調査<sup>注2)</sup>(腸管内容物等の検査)では、と畜場に搬入された牛の月齢別の O157 分離率は、調査数は少ないが、黒毛和種では 33～36 か月齢(50.0%(6/12))で最も高く、交雑種で 17～20 か月齢(25.0%(1/4))、ホルスタイン種では 29～32 か月齢(50.0%(1/2))で最も高い結果となっている(参照 28、参照 28 著者ら未発表データ)。

c. と畜場搬入牛での農場汚染状況及び牛種別保菌状況

2004年7月～2006年3月に行われた牛の腸管出血性大腸菌汚染実態調査では、全国 24 自治体の 335 農場からと畜場に搬入された 1,025 頭の牛について、農場の汚染状況(表 1 7)及び牛種別の保菌状況(表 1 8)の調査が行われている。

当該調査によると、O157 保菌牛を出荷したのは 83 農場(24.8%)、O26 保菌牛を出荷したのは 8 農場(2.5%)であったが、O157 保菌牛を出荷した農場に地域的な偏りは見られず、O157 は全国に分布していることが推測されている(参照 28)。牛種別の O157 分離率は、黒毛和種(16.8%)、交雑種(15.2%)、ホルスタイン種(11.0%)であり、これらの間に有意差は見られなかったと報告されている(参照 28)。

表 1 7 農場の汚染状況

| 血清型  | 農場数 | 保菌牛出荷農場数 | 汚染率 (%) |
|------|-----|----------|---------|
| O157 | 335 | 83       | 24.8    |
| O26  | 318 | 8        | 2.5     |

表 1 8 牛種別の保菌状況

| 牛種      | 血清型 | O157 |      |         | O26  |      |         |
|---------|-----|------|------|---------|------|------|---------|
|         |     | 検査頭数 | 分離頭数 | 分離率 (%) | 検査頭数 | 分離頭数 | 分離率 (%) |
| 黒毛和種    |     | 256  | 43   | 16.8    | 246  | 4    | 1.6     |
| 交雑種     |     | 527  | 80   | 15.2    | 512  | 9    | 1.8     |
| ホルスタイン種 |     | 209  | 23   | 11.0    | 209  | 0    | -       |
| 日本短角種   |     | 27   | 0    | -       | 27   | 1    | 3.7     |
| ジャージー種  |     | 4    | 1    | 25.0    | 4    | 1    | 25.0    |
| 外国種     |     | 2    | 1    | 50.0    | 2    | 0    | -       |

表 1 7、1 8 ともに参照 28 より作成

d. と畜場搬入牛の汚染状況

表 1 9 にと畜場に搬入された牛の腸管出血性大腸菌汚染実態調査の結果(前記以外の報告)をまとめた。農場での汚染を反映する直腸内容物での O157 分離率は、2004 年以降は 10%を超える事例が報告されている。一方、O26 の分

注2) 腸管内容物(1,017 頭)、口腔内唾液(810 頭)、外皮ふきとり(228 頭)、一部剥皮後切皮部ふきとり(243 頭)、枝肉ふきとり(576 頭)

離率は低い。

表19 と畜場に搬入された牛の腸管出血性大腸菌による汚染状況

| 検体      | 検体数    | 分離数 | 分離率<br>(%) | 血清型  | 検体採取年     | 検体採取<br>時期 | 文献   |
|---------|--------|-----|------------|------|-----------|------------|------|
| 糞便      | 20,029 | 401 | 2.0        | O157 | 1996～1998 | 4～3月       | 参照29 |
| 糞便又は直腸便 | 536    | 35  | 6.5        | O157 | 1999      | 8～12月      | 参照30 |
| 直腸便     | 324    | 11  | 3.4        | O157 | 2003      | 春、夏、冬      | 参照31 |
| 直腸内容物   | 301    | 31  | 10.3       | O157 | 2004      | 7～10月      | 参照32 |
| 直腸内容物   | 551    | 60  | 10.9       | O157 | 2004～2005 | 7～2月       | 参照33 |
| 直腸内容物   | 130    | 13  | 10.0       | O157 | 2005～2006 | 4～4月       | 参照34 |
| 直腸便     | 506    | 60  | 11.9       | O157 | 2005～2006 | 4～3月       | 参照35 |
| 舌拭き取り   | 60     | 4   | 6.7        | O157 | 2004      | 7～10月      | 参照32 |
| 口腔内唾液   | 481    | 11  | 2.3        | O157 | 2004～2005 | 7～2月       | 参照33 |
| 口腔内唾液   | 329    | 2   | 0.6        | O157 | 2005～2006 | 4～3月       | 参照35 |
| 糞便      | 508    | 3   | 0.6        | O26  | 2000      | 9～11月      | 参照36 |
| 糞便      | 178    | 14  | 7.9        | O26  | 2003      | 春、夏、冬      | 参照31 |
| 直腸内容物   | 551    | 7   | 1.3        | O26  | 2004～2005 | 7～2月       | 参照33 |
| 直腸内容物   | 130    | 1   | 0.8        | O26  | 2005～2006 | 4～4月       | 参照34 |
| 直腸便     | 481    | 3   | 0.6        | O26  | 2005～2006 | 4～3月       | 参照35 |
| 口腔内唾液   | 481    | 2   | 0.4        | O26  | 2004～2005 | 7～2月       | 参照33 |
| 口腔内唾液   | 329    | 1   | 0.3        | O26  | 2005～2006 | 4～3月       | 参照35 |
| 糞便      | 508    | 1   | 0.2        | O111 | 2000      | 9～11月      | 参照36 |

e. と畜場搬入牛の月別保菌状況

2004年7月～2006年3月に行われた牛の腸管出血性大腸菌汚染実態調査では、と畜場に搬入された牛のO157の月別の分離率が、5～12月は10%を超え、特に6～9月の夏期には約20%であったとされている（表20）。

表20 と畜場搬入牛の月別保菌状況

| 月   | O157  |      |        | O26   |      |        |
|-----|-------|------|--------|-------|------|--------|
|     | 検査頭数  | 分離頭数 | 分離率(%) | 検査頭数  | 分離頭数 | 分離率(%) |
| 1月  | 64    | 1    | 1.6    | 62    | 1    | 1.6    |
| 2月  | 74    | 3    | 4.1    | 74    | 0    | -      |
| 3月  | 59    | 0    | -      | 59    | 0    | -      |
| 4月  | 56    | 4    | 7.1    | 56    | 0    | -      |
| 5月  | 40    | 5    | 12.5   | 40    | 3    | 7.5    |
| 6月  | 40    | 10   | 25.0   | 40    | 0    | -      |
| 7月  | 74    | 14   | 18.9   | 74    | 3    | 4.1    |
| 8月  | 130   | 27   | 20.8   | 130   | 1    | 0.8    |
| 9月  | 183   | 45   | 24.6   | 183   | 1    | 0.5    |
| 10月 | 99    | 11   | 11.1   | 99    | 6    | 6.1    |
| 11月 | 88    | 12   | 13.6   | 88    | 0    | -      |
| 12月 | 118   | 16   | 13.6   | 95    | 0    | -      |
| 計   | 1,025 | 148  | 14.4   | 1,000 | 15   | 1.5    |

参照28、参照28の著者ら未発表データより作成

② 海外

米国では、繁殖牛について平均63%の群からO157が分離され、群内では6～

9月（暖かい季節）に平均4%、10～5月（暖かくない季節）に3%の分離率とし、肥育牛については平均88%の群から分離され、群内では6～9月に平均22%、10～5月に平均9%の分離率である（参照37）としている。これらの調査結果から次のとおり考察している。

- ・ 汚染の季節変動  
牛からの分離率は6～9月に高く、10～5月に低い。
- ・ 汚染機序  
飼育環境や繁殖場での他牛からの感染がある。

### （3）処理場

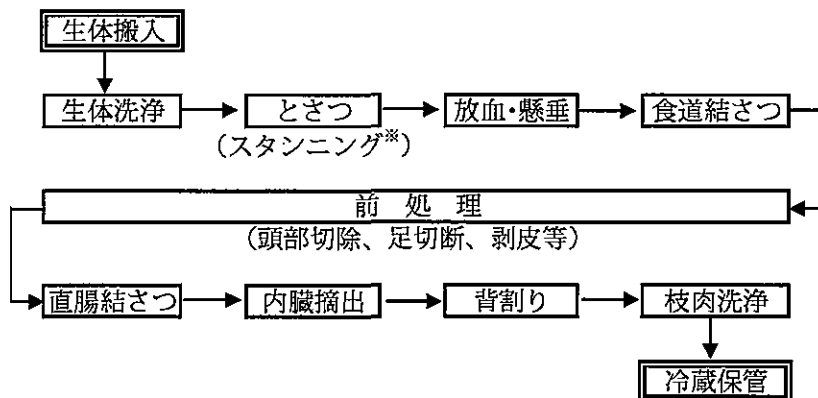
#### ① 生体搬入

各生産者等からと畜場に搬入される生体牛の糞便による体表面の汚れが、と畜場内の汚染要因となるおそれがある。

#### ② 解体方法

と畜場に搬入された牛の解体処理方法には図6のようなオンライン処理方式（放血後のとたいを吊った状態で以降の処理を行う方式）と、いわゆるベッド処理方式（剥皮を作業台上で行う方式）があり、各処理場の規模などにより処理方法は異なる。

解体処理は、いずれの方法であっても一部自動化されている工程を除き、手作業によって行われている。



※スタンガンで失神させること

図6 と畜・解体処理工程

#### ③ 解体処理時の汚染及び交差汚染等

解体処理工程では、特に以下の工程においてとたいの糞便や腸管内容物により枝肉及び内臓肉への汚染が生じるおそれがある。

- ・ 牛糞汚染表皮の剥皮時における枝肉への汚染
- ・ 内臓摘出時における腸管からの枝肉及び内臓肉への汚染



また、糞便等による直接的な汚染以外に、作業員の手指を介する汚染や以下のような施設・設備等の不十分な洗浄・消毒等による交差汚染が生じるおそれがある。

- ・ 床面からのはね水による枝肉及び内臓肉の汚染
- ・ 作業施設、作業台、器具（刀等）からの枝肉及び内臓肉の汚染

牛肉等の汚染状況については、表2 1にまとめた。これによると、枝肉のO157による汚染は、2003～2006年では減少傾向にあることがわかる。

表2 1 牛枝肉等の汚染状況

| 検体       | 検体数    | 分離数 | 分離率<br>(%) | 血清型  | 検体採取年     | 検体採取<br>時期 | 文献   |
|----------|--------|-----|------------|------|-----------|------------|------|
| 枝肉       | 47,138 | 90  | 0.2        | O157 | 1996～1998 | 4～3月       | 参照29 |
| 枝肉       | 230    | 12  | 5.2        | O157 | 2003～2004 | 6～8月       | 参照18 |
| 枝肉       | 288    | 11  | 3.8        | O157 | 2004～2005 | 7～2月       | 参照33 |
| 枝肉       | 338    | 4   | 1.2        | O157 | 2005～2006 | 4～3月       | 参照35 |
| 一部剥皮後切皮部 | 243    | 11  | 4.5        | O157 | 2005～2006 | 4～3月       | 参照35 |
| 枝肉       | 288    | 1   | 0.3        | O26  | 2004～2005 | 7～2月       | 参照33 |

#### (4) 加工場等における工程

枝肉は部分肉に分割され、ブロックで生のまま販売されるものから、加熱・調味等の製造を経て食肉加工品として販売されるものまで、種々の製造・加工が行われるが、以下のような製造・加工工程が菌の汚染・増殖の要因となる。

- ・ カット処理時の器具等からの食肉及び内臓肉の表面汚染
- ・ 牛肉のテンダライズ(筋切り、細切り等)処理、タンブリング(味付け等)処理、結着処理による肉製品中心部への菌の汚染(中心部は外面に比べ加熱されにくい可能性)
- ・ 牛肉の味付け工程における漬込み液中での菌の増殖

#### (5) 流通・販売・消費

食肉等の流通・販売・消費時には、以下の取扱い等が腸管出血性大腸菌の増殖や食中毒の発生要因となる。

- ・ 不適切な温度管理(保管温度)
- ・ 飲食店等での食品取扱者からの汚染
- ・ 調理器具等からの交差汚染
- ・ 食肉の生食や加熱不十分な調理品の喫食
- ・ 生食の可否や加熱に関する適切な表示の有無

2007年5月に発生した焼肉店が原因施設とされた具体的な食中毒事例では、ユッケ等が原因食品と推定され、当該店内で行われた牛ブロック肉の分割・小分け作業が、生食用と加熱用で区別されず同一のまな板、包丁が用いられていたこと、作業途中で器具類の洗浄・消毒が実施されていなかったこと、生食肉の喫食のほか、

加熱不十分な状態での喫食が発生要因となったとされている（参照 38）。

また、我が国では、実験的に O157 で汚染した牛内臓肉や調理器具（トンガ及び箸）を用いた焼肉調理での加熱による菌数の減少や調理器具及び食肉への汚染についての研究報告がある。当該研究では、レバー及び大腸ともに焼成の度合いが強い程菌数の減少が大きい結果であった。特にレバーではその差が大きく、十分焼成した場合、生焼けの場合の約 1/50 に菌数が減少した。また、生焼けでも全く焼成しない場合よりも約 1/100 に菌数が減少したことから、加熱の効果はあるものと思われた。同様に汚染内臓肉をトンガ及び箸でつかんだ場合、レバー及び大腸に特徴的な差は認められず、食肉全体に付着している菌数の 1/100～1/1,000 が当該調理器具を汚染したことが明らかになった。さらに汚染調理器具で焼成済みの食肉をつかんだ場合、調理器具に付着している菌数の 1/10～1/100 が食肉を汚染することが認められたと報告されている（参照 39）。

市販食肉等の O157 による汚染状況については以下のとおりである。

① 国内

厚生労働省が毎年実施している市販流通食品を対象にした食中毒菌の汚染実態調査のうち、食肉中の O157 についてまとめたものが表 2 2 である。これによると牛肉では他の食肉より分離率が高く、特に生食用牛レバー（生食用と表示され市販されていたもの）での分離率が他の食品に比べて高いことがわかる（参照 40）。

表 2 2 国内流通食肉の O157 汚染状況

| 検体        | 検体数   | 分離数 | 分離率(%) | 調査年度      |
|-----------|-------|-----|--------|-----------|
| 生食用牛レバー   | 162   | 3   | 1.9    | 1999～2008 |
|           | ( 49  | 2   | 4.1    | 1999 )    |
|           | ( 14  | 1   | 7.1    | 2006 )    |
| 牛結着肉      | 469   | 1   | 0.2    | 1999～2008 |
|           | ( 65  | 1   | 1.5    | 2003 )    |
| カットステーキ肉  | 1,165 | 1   | 0.09   | 1999～2008 |
|           | ( 245 | 1   | 0.4    | 2002 )    |
| 豚ミンチ肉     | 1,463 | 1   | 0.07   | 1999～2008 |
|           | ( 194 | 1   | 0.5    | 2005 )    |
| ミンチ肉      | 415   | 1   | 0.2    | 1999～2008 |
| その他加工用食肉等 | 402   | 1   | 0.2    | 1999～2008 |
|           | ( 141 | 1   | 0.7    | 2003 )    |

※ ( ) 内は、分離検体が確認された年次のデータの詳細

参照 40 より作成

また、自治体一機関による市販牛内臓肉の O157 汚染実態調査では多種類の臓器で汚染が認められ（表 2 3）、原因として牛の消化管に存在した O157 がそのまま消化管系の内臓肉に残存したことやと畜後の処理中や販売店での取扱い中に汚染された可能性が高いと考えられることが報告されている（参照 41）。

表 2 3 市販牛内臓肉の O157 汚染状況 (2000～2004 年)

| 検体  | 検体数 | 分離数 | 分離率(%) |
|-----|-----|-----|--------|
| 大腸  | 38  | 4   | 10.5   |
| 第二胃 | 21  | 1   | 4.8    |
| 第三胃 | 21  | 2   | 9.5    |
| 第四胃 | 20  | 2   | 10.0   |
| 血管  | 7   | 3   | 42.9   |
| 肝臓  | 24  | 2   | 8.3    |
| 心臓  | 14  | 1   | 7.1    |

参照 41 より作成

## ② 海外

欧州では、2007 年に小売り段階の生鮮牛肉の腸管出血性大腸菌による汚染が 0.6%(17/2,634)、そのうち O157 によるものが 0.04%(1/2,634)であったと報告されている(参照 3)。

米国では 2004～2005 年に食肉加工施設で採取された挽肉の O157 汚染が 0.173%(32/18,484)であったと報告されている(参照 42)。また、2005～2007 年に米国産切落し肉の O157 汚染が 0.68%(13/1,900)であったと報告されている(参照 43)。

また、2005 年 8 月～2007 年 3 月までに、我が国に輸入された牛枝肉の STEC 汚染実態調査の結果について、表 2 4 に示した。

当該調査の結果、オーストラリア産で 2.4%、米国産で 1.0%の枝肉から STEC が分離され、O8、O128 等が分離されたが、O157 は分離されなかったと報告されている(参照 44)。

表 2 4 輸入枝肉の STEC 汚染状況

| 原産国      | 検体数 | 分離数 | 分離率(%) |
|----------|-----|-----|--------|
| オーストラリア  | 420 | 10  | 2.4    |
| ニュージーランド | 138 | 0   | -      |
| 米国       | 102 | 1   | 1.0    |
| カナダ      | 44  | 0   | -      |
| メキシコ     | 8   | 0   | -      |
| 中国       | 4   | 0   | -      |
| バヌアツ     | 4   | 0   | -      |
| 計        | 720 | 11  | 1.5    |

参照 44 より作成

## (6) 喫食実態

食品安全委員会が 2006 年度に実施した一般消費者(満 18 歳以上の男女各 1,500 名を対象)に対する牛肉及び牛内臓肉の喫食に関するアンケート調査(参照 45)(アンケート調査)において、牛肉については家庭での喫食傾向が 6 割と高く、一方、牛内臓肉では家庭での喫食傾向は 5 割であり、外食との差は無かった。

① 喫食状況

外食、家庭での喫食にかかわらず牛肉及び牛内臓肉の主な調理としては焼き肉などの加熱調理が一般的であるが、生又は加熱不十分な状態での喫食も少なくない。当該アンケート調査では、家庭で生又は加熱不十分な状態で喫食する割合についての調査しか行われていないが、その結果は、約4割が生又は加熱不十分な牛肉を、1割が生又は加熱不十分な牛内臓肉を喫食すると回答したとされていた。

② 喫食頻度

アンケート調査結果（表25）によると、牛肉の喫食頻度で最も多いのは、一ヶ月に1～3回が約4割、続いて一週間に1～2回が約3割である。これは、鶏肉や豚肉の喫食頻度が一週間に1～2回が5割を超えている状況と比較すると少ない。

また、牛内臓肉の喫食頻度は、年に数回が約4割、全く食べないが約3割を占め、牛肉の喫食頻度より更に低いことが示されている。

表25 牛肉及び牛内臓肉の喫食頻度

| 項目       | 回答 (%) |      |
|----------|--------|------|
|          | 牛肉     | 牛内臓肉 |
| 一週間に3回以上 | 2.8    | 0.8  |
| 一週間に1～2回 | 36.2   | 3.6  |
| 一ヶ月に1～3回 | 43.7   | 19.3 |
| 年に数回     | 14.5   | 43.5 |
| 全く食べない   | 2.8    | 32.8 |

参照45より作成

③ 喫食量

アンケート調査結果（表26）によると、一度に喫食する量は、牛肉は約7割が150g以上、牛内臓肉は約6割が100g以下である。

表26 牛肉及び牛内臓肉の一度の喫食量

| 項目      | 牛肉   |      |      | 牛内臓肉 |      |      |
|---------|------|------|------|------|------|------|
|         | 全体   | 男性   | 女性   | 全体   | 男性   | 女性   |
| 50g 以下  | 4.6  | 3.4  | 5.7  | 31.3 | 25.6 | 38.4 |
| 100g 位  | 24.0 | 19.4 | 28.8 | 31.5 | 31.6 | 31.4 |
| 150g 位  | 29.4 | 27.6 | 31.2 | 21.4 | 23.0 | 19.4 |
| 200g 以上 | 42.0 | 49.7 | 34.3 | 15.8 | 19.7 | 10.8 |

参照45より作成

#### 4. 問題点の抽出

1～3で整理されたハザード等に関する現状から、以下のとおり主要な問題点を抽出した。

##### (1) 腸管出血性大腸菌感染症の発生動向

2000～2008年に、食中毒統計による事件数は12～25件、患者数は70～928人の範囲で増減しているが、顕著な減少がみられていないこと。

また、同期間の感染症発生動向調査による患者数は1,623～3,083人の範囲で増減が認められるが、2002年以降漸増傾向がみられること。

##### (2) 腸管出血性大腸菌による食中毒の原因食品・原因施設

2003年以降の原因食品の判明した食中毒事例では、原因食品はすべて焼肉などの食肉に関係するものであること。

また、1996年以降の原因施設の判明した食中毒事例では、原因施設は飲食店が約80%を占めており、感染者が10人以上の食中毒事例（2000年以降）では、飲食店15件中焼肉店に9件(60%)であったこと。

##### (3) 血清型による感染症の特徴

腸管出血性大腸菌感染症患者から検出される血清型のうちO157（約65%）、O26（約24%）、O111（約4%）の3型で約93%を占めており、その中ではO157が最も分離率が高いこと。

また、O157による感染症については、O26によるものよりも有症者の割合が高く（約70%）、腎不全などの重篤な後遺症が残る可能性のあるHUSや脳症などの重篤な疾患を併発する傾向が認められること。

さらに、1996年以降腸管出血性大腸菌による食中毒で死亡した者はすべてO157によるものであること。

##### (4) 生産段階での汚染

と畜場搬入牛におけるO157保菌率は、2004年以降では10%を超える状況となっていること。

また、牛のO157保菌率は農場により異なり、O157保菌牛を出荷した農場は、2004～2006年の全国調査で約25%となっていること。

なお、保菌牛を出荷した農場の比率によっては、と畜場搬入牛での汚染率が高くなることが考えられることから、農場での汚染要因については、当該事項を考慮したデータの収集・分析が必要とされること。

##### (5) 処理流通段階での汚染及び生食用食肉等の流通実態

と畜場で処理された牛枝肉のO157汚染状況は、2003年以降5.2%から1.2%に減少傾向にあるが、市販流通食肉については減少傾向が認められないこと。

また、市販流通食肉等のうちレバー等の内臓肉については、食肉に比較して汚染率が高いこと（生食用牛レバーの汚染率1.9%に対しカットステーキ肉0.9%）。

さらに、生食用牛レバーについては、従来から厚生労働省により生食用と表示が

なされた市販流通品を対象に汚染実態調査がなされており、2008 年度においても調査結果が示されていたが、当該年度には生食用食肉の衛生基準（目標）に関する通知<sup>注3)</sup>に基づく生食用食肉等の加工基準目標に適合したと畜場からの生食用牛レバー及び牛肉の出荷実績は無いとされており、これらの事実の間に齟齬があること。

#### (6) 生又は加熱不十分な食肉及び内臓肉の喫食

2003 年以降の原因食品の判明した食中毒事例では、原因食品は主としてレバー、ユッケなど生食される料理が約 19%を占めており、一般消費者を対象としたアンケート調査結果でも約 40%の人が牛肉及び牛内臓肉を生又は加熱不十分な状態で喫食すると回答していること。

また、汚染された食肉等の調理に使用したトンゲ等の器具を介する非汚染食品への汚染が実験的に確かめられており、汚染食肉等を取り扱う場合は、同時に調理する食品への交差汚染が生じる可能性があること。

さらに、結着等の加工処理食肉については、その製造工程中に汚染された食肉が加工肉内部に混入され、調理の際に中心部まで十分な加熱が行われなかった場合、菌が生残することがあること。

#### (7) 若齢者及び高齢者への健康影響

腸管出血性大腸菌による食中毒患者の年齢構成は、9 歳以下の若齢者（約 35%）と 60 歳以上（約 12%）で過半数を占めており、死亡事例では、9 歳以下の若齢者（約 23%）と 60 歳以上（約 64%）で 85%を超えていること。

また、腸管出血性大腸菌感染患者の年齢階層別 HUS 発生率は、2008 年の報告によれば 9 歳以下の若齢者では他の年齢階級と比較して高く、特に 0～4 歳が HUS 発症者数全体の 50%を占めていること。

### 5. 対象微生物・食品に対する規制状況等

#### (1) 国内規制等

##### ① 生産農場での対策

O157 については、牛では症状を示さず、牛の疾病とは考えられていないことから、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づく清浄化対策の対象とはされていない。

しかし、家畜の生産段階における衛生管理については、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準が定められるとともに、HACCP のシステムの概念を取り入れ、危害を制御又は減少させる手法についてのガイドラインが策定されている。当該ガイドラインを踏まえた HACCP 方式取組農家の認証基準制度の構築及び認証取得による高度な衛生管理の導入の促進により、農場における腸管出血性大腸菌の清浄化対策への取組みが行われている。

また、通知により牛等のと畜場への出荷等における衛生対策及び家畜の生産段

注3) 平成 10 年 9 月 11 日生衛発第 1358 号、5. (1) の②参照

階における衛生対策について指導が行われている。

○ 通知

- ・ 牛等のと畜場への出荷等における衛生管理の徹底について  
(平成 8 年 8 月 2 日 8 畜 A 第 1941 号)
- ・ 家畜の生産段階における衛生対策の徹底について  
(平成 8 年 7 月 22 日 9 畜 A 第 1604 号)

② と畜場及び食肉処理場での対策

と畜場における衛生管理についてはと畜場法(昭和 28 年法律第 114 号)に規定され、その基準については、と畜場法施行規則(昭和 28 年厚生省令第 44 号)において給水設備等の衛生管理、枝肉の冷蔵設備の維持管理、生体牛等の衛生管理、と畜場内・機械器具の消毒の洗浄温度等の詳細が定められている。また、同様にと畜業者等の講ずべき衛生管理として、獣畜の血液及び消化管の内容物等の適切な処理、牛等については放血後の消化管内容物の漏出防止のための食道及び直腸結さつ、内臓摘出等についての詳細が定められている。

また、と畜場及び食肉処理場の衛生管理に関する通知によりと畜場及び食肉処理場での衛生対策について指導が行われており、特に生食用食肉等については生食用食肉の衛生基準(目標)に関する通知に基づく加工処理等の基準(目標)が定められ、次の事項等が指導されている。

a. と畜場における加工

- ・ 肝臓の処理等は衛生的に行うこと
- ・ 専用の場所、設備及び器具を使用すること

b. 食肉処理場における加工

- ・ 専用のトリミング・細切場所、器具を使用すること
- ・ 83℃以上の温湯により器具を洗浄殺菌すること

c. 保存

- ・ 10℃以下(4℃以下が望ましい。)での保存又は運搬に当たること(冷凍したものにあつては、-15℃以下(-18℃以下が望ましい。))

○ 通知

- ・ と畜場及び食肉処理場の衛生管理  
(平成 8 年 7 月 26 日衛乳第 182 号、平成 8 年 8 月 7 日衛乳第 190 号、平成 9 年 3 月 31 日衛乳第 104 号)
- ・ 生食用食肉等の衛生基準(目標)(平成 10 年 9 月 11 日生衛第 1358 号)

③ 流通する食品への対策

a. 食品の規格基準

食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)に基づき、牛肉及び牛内臓肉等の食肉に腸管出血性大腸菌を対象とした個別食品の微生物規格は定められていないが、これらの食品から O157 又は O26 が検出された場合には、その都度、食品衛生法への適否の判断が行われている。

また、食品衛生法に基づき、食肉は 10℃以下、細切りした冷凍食肉(容器



包装詰）は-15℃以下での保存基準が定められており、表示については、病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理を行ったものは、処理を行ったことや飲食に供する際の十分な加熱についての表示を行うことが義務づけられている。

b. 生食用食肉の衛生管理

生食用食肉等については、生食用食肉等の衛生基準（成分規格、加工等基準、保存等基準及び表示基準の目標）が通知で定められており、当該通知に基づき次の事項等が指導されている。

- ・ 成分規格：糞便系大腸菌群(fecal coliforms)及びサルモネラ属菌が陰性であること
- ・ 加工等基準：と畜場及び食肉処理場での加工等基準を満たしたものであること
- ・ 保存等基準：10℃以下（4℃以下が望ましい。）で保存又は運搬に当たること（冷凍したものにあっては、-15℃以下（-18℃以下が望ましい。））
- ・ 表示基準：生食用である旨表示すること

○ 通知

- ・ 生食用食肉等の衛生基準（目標）（平成10年9月11日生衛第1358号）

c. 食中毒防止対策

腸管出血性大腸菌による食中毒を防止するため、通知に基づく食品等事業者に対する指導や消費者に対する注意喚起が行われている。具体的には、食品等業者に対しては、食肉等は中心部を75℃以上で1分間以上の加熱調理を行うこと等が指導されているが、特に焼肉店については、次の事項が指導されている。

- ・ 加熱調理用の食肉等を生食用として提供しないこと
- ・ 肉を焼くときの専用器具を提供すること
- ・ 生食用食肉は生食用食肉の衛生基準に適合するものを提供すること
- ・ 牛レバーは生食用としての提供をなるべく控えること

消費者に対しては、次の事項が注意喚起されている。

- ・ 食肉等は中心部まで十分に加熱すること
- ・ 若齢者、高齢者、抵抗力が弱い者に生肉又は加熱不十分な食肉等の喫食を行わせないこと

また、市販食品については、国内流通時には自治体における収去検査が、輸入時には検疫所における検査が行われている。

○ 通知

- ・ 食品の十分な加熱、飲水の衛生管理等の病原性大腸菌 O157 による食中毒防止対策

（平成8年6月12日衛食第151号、平成8年6月17日衛食第155号、平成12年3月8日衛食第39号・衛乳第46号、平成13年4月27日食監発第78号、平成21年9月15日食安監発第0915第1号）

- ・ 大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 3 月 24 日衛食第 85 号）
- ・ 中小規模調理施設における衛生対策（平成 9 年 6 月 30 日衛食第 201 号）
- ・ 生食用食肉等の衛生基準（目標）（平成 10 年 9 月 11 日生衛第 1358 号）
- ・ 手洗い・消毒の励行、二次感染の防止、食肉の衛生的な取扱い、生食用食肉の販売自粛等の腸管出血性大腸菌感染症の予防対策  
（平成 19 年 8 月 8 日健感発第 0808001 号・食安監発第 0808004 号）
- ・ 若齢者等（乳幼児）の生肉（生レバー）喫食防止の注意喚起  
（平成 16 年 5 月 25 日食安監発第 0525003 号、平成 19 年 4 月 17 日食安監発第 0417001 号）
- ・ と畜場、食肉販売店、焼肉店等への衛生指導、消費者への注意喚起等  
（平成 19 年 5 月 14 日食安監発第 0514001 号）
- ・ 大量調理施設への指導（平成 19 年 7 月 31 日食安監発第 0731002 号）

## （2）諸外国における規制及びリスク評価

### ① 規制等

#### a. 韓国

以下の食品に *E.coli* O157:H7 の規格が定められている。

#### ○ 一般規則

- ・ 食肉（製造、加工用原料を除く）：不検出
- ・ 滅菌・殺菌された、又はそれ以上の加工や加熱処理を行わず直接消費する加工食品：不検出

#### ○ 個別食品規格

- ・ 食肉加工品（原料用粉碎肉に限る）：陰性
- ・ 果物・野菜類飲料（非加熱製品、非加熱品を含む製品に限る）：陰性

#### b. カナダ

*E.coli* O157:H7 陽性の生牛ひき肉製品の製品回収等に関するガイドラインが定められている。

### ② リスク評価事例

- ・ Quantitative risk assessment for *Escherichia coli* O157:H7 in frozen beef burgers consumed at home in France by children under the age of 16 (AFSSA 2007)
- ・ RIVM report 284550008 - Disease burden in the Netherlands due to infections with Shiga-toxin producing *Escherichia coli* O157 (RIVM 2003)
- ・ Comparative Risk Assessment for Intact (Non-Tenderized) and Non-Intact (Tenderized) Beef (USDA/FSIS 2002)
- ・ Risk Assessment of the Public Health Impact of *Escherichia coli* O157:H7 in Ground Beef (USDA/FSIS 2001)
- ・ RIVM report 257851003 - Risk assessment of Shiga-toxin producing *Escherichia coli* O157 in steak tartare in the Netherlands (RIVM 2001)
- ・ *E. coli* O157:H7 in beefburgers produced in the Republic of Ireland: A

## 6. 求められるリスク評価と今後の課題

1～5でまとめた問題点及び現在行われているリスク管理措置等から、今後求められるリスク評価を(1)にまとめた。(1)の各項目についてフードチェーン全般にわたるリスク評価を行うには、(2)に示す課題があるため、直ちに評価を行うことは困難である。しかし、フードチェーンの一部に係るリスク評価については、(2)に示す課題のうち関係するデータの収集を行うことによって、一定の定量的リスク評価を行うことが可能と考える。

なお、(2)にまとめた課題に関する調査・研究については、関係機関がそれぞれ関係する分野において取組を進めることが必要と考える。

### (1) 求められるリスク評価

抽出された問題点から、対象微生物を腸管出血性大腸菌 O157、対象食品を生食用（加熱不十分も含む。）牛肉及び牛内臓肉としたリスク評価を行うことが求められる。

具体的な項目としては以下のものが挙げられる。

- ① 現状のリスクの推定（腸管出血性大腸菌感染症の実際の患者数、うち食品由来患者数の割合、各原因食品の占める割合などを含む）
- ② 年齢階層別の用量反応の推定
- ③ 生産段階でのリスク管理措置（プロバイオティクス、ワクチン、飼料管理等）によるリスク低減効果の推定
- ④ とさつ解体工程でのリスク管理措置（腸管出血性大腸菌検査による汚染とたいの除染処理や加工用向け出荷、有機酸、スチーム等によるとたい表面の除染処理）によるリスク低減効果の推定
- ⑤ 流通段階での生食用規格の導入によるリスク低減効果の推定
- ⑥ 牛肉及び牛内臓肉の保管条件や調理方法等のリスク管理措置によるリスク低減効果の推定

### (2) 今後の課題

- ① 食中毒調査における疫学調査手法の向上と情報収集体制の整備  
散発事例、広域散発事例を含む食品由来疾患に対する疫学調査手法の向上による、原因食品、原因施設、患者の転帰等の詳細に関するデータの入手及びそれら情報の収集・集計システムの開発
- ② 生産段階での罹患率及び排菌数量を減らす効果的なリスク管理措置の究明

食用牛肉生産農場の全国的な汚染実態調査、汚染原因、汚染低減対策等に関するデータの入手

③ と畜場における汚染経路の究明

糞便中の腸管出血性大腸菌が筋肉を汚染するメカニズムの究明（腸管の損傷及び剥皮時にとたい表面に付着した糞便から食肉を汚染する割合／レベル）

④ 牛内臓肉の流通経路等の究明

牛内臓肉の流通経路、流通量、流通時の保管状況等、O157 の挙動に影響を及ぼす要因に関するデータの入手

⑤ 市販牛肉及び牛内臓肉の汚染実態（菌量を含む）の究明

国内に流通する牛肉及び牛内臓肉のフードチェーンの各段階における汚染・増殖実態に関するデータの入手

⑥ 生食及び加熱不十分な牛肉及び牛内臓肉の喫食実態の究明

年齢別、品目別等の詳細なデータの入手

<参照>

1. Zoonotic non-O157 Shiga toxin-producing *Escherichia coli* (STEC). Report of a WHO scientific working group meeting, Berlin, Germany 23-26 June, 1998.
2. Eblen D. R. , USDA, FSIS, OPHS.. Public health importance of non-O157 Shiga toxin-producing *Escherichia coli* (non-O157 STEC) in the US food supply.
3. The community summary report 1. Trends sources of zoonoses and zoonotic agents in the European Union in 2007. EFSA Journal 2009, no. 223, p. 6-221.
4. Meng J. , Doyle M. P. , Zhao T. , Zhao S. . 12 Enterohemorrhagic *Escherichia coli*. Doyle M. P. , Beuchat L. R. . Food Microbiology : Fundamentals and Frontiers 3rd. edition. 2007, ASM Press.
5. ICMSF. Micro-organisms in foods 5. Characteristics of microbial pathogens. 2003, p. 126-140.
6. 勢戸和子. A細菌感染症 4 *Escherichia coli*. 仲西寿男、丸山務 監修, 食品由来感染症と食品微生物. 2009, p. 281-296, 中央法規.
7. Doyle M. P. , Schoeni J. L. . Survival and growth characteristics of *Escherichia coli* associated with hemorrhagic colitis. Applied and Environmental Microbiology 1984, vol. 48, no. 4, p. 855-856.
8. 宮原美知子他. 調理用オーブンによるハンバーガー調理加熱での腸管出血性大腸菌 O157 の消長と関連要因. 防菌防黴学会第 27 回年次大会 2000 要旨集 P79.
9. 喜多英二. 病態への志賀毒素の役割. 化学療法の領域 2004, vol. 20, no. 9, p. 67-73.
10. 藤井潤. ベロ毒素に関する新たな知見. 化学療法の領域 2009, vol. 25, no. 5, p. 39-48.
11. Hussein H. S. , Bollinger L. M. . Prevalence of Shiga toxin-producing *Escherichia coli* in beef cattle. Journal of Food Protection 2005, vol. 68, no. 10, p. 2224-2241.
12. 山崎伸二、竹田美文. Vero 毒素の構造と生物活性. 臨床と微生物 1996, vol. 23, p. 785-799.
13. 厚生省. 一次、二次医療機関のための腸管出血性大腸菌 (O157 等) 感染症治療の手引き (改訂版) .(<http://www1.mhlw.go.jp/o-157/manual.html>)
14. 品川邦汎他. 岩手県盛岡市における対応と課題. 公衆衛生研究 1997, vol. 46 no. 2, p. 104-112.
15. 内村眞佐子他. 保育園におけるメロンが原因の腸管出血性大腸菌 O157:H7 による集団食中毒事例. 千葉衛研報告 1998, vol. 22, p. 31-34.
16. 病原微生物検出情報 1998, No. 10.
17. 病原微生物検出情報 1998, No. 9.
18. 平成 16 年度厚生労働科学研究費補助金 食品の安全性高度化推進事業『細菌性食中毒の予防に関する研究』(主任研究者 高鳥浩介): 分担研究「生

- 食用の食肉および野菜・香辛料における腸管出血性大腸菌およびサルモネラ食中毒の予防に関する研究」分担研究者 高鳥浩介, 2004.
19. 平成 18 年度厚生労働科学研究費補助金 食品の安心・安全確保推進研究事業『細菌性食中毒の予防に関する研究』(主任研究者 高鳥浩介): 分担研究「生食用の食肉および野菜・香辛料における腸管出血性大腸菌およびサルモネラ食中毒の予防に関する研究」分担研究者 高鳥 浩介, 2006.
  20. RIVM report 257851003. Risk assessment of Shiga-toxin producing *Escherichia coli* O157 in steak tartare in the Netherlands, 2001.
  21. 感染症発生動向調査週報 2009, 第 35 週, p. 15-16.
  22. 病原微生物検出情報 2009, vol.30 no.5, p. 1-5.
  23. Terajima J., Izumiya H., Wada A., Tamura K., Watanabe H.. Shiga toxin-producing *Escherichia coli* O157:H7 in Japan. Emerging Infectious Diseases 1999, vol. 5, no. 2, p. 301-302.
  24. CCFH Enterohemorrhagic *Escherichia coli* infection(EHEC). A risk profile. 2002, CX/FH 03/5-Add.4.
  25. Kobayashi H., Shimada J., Nakazawa M., Morozumi T., Pohjanvirta T., Pelkonen S., Yamamoto K.. Prevalence and characteristics of Shiga toxin-producing *Escherichia coli* from healthy cattle in Japan. Applied and Environmental Microbiology 2001, vol. 67, no. 1, p. 484-489.
  26. Kobayashi H., Kanazaki M., Ogawa T., Iyoda S., Hara-Kudo Y.. Changing prevalence of O-serogroups and antimicrobial susceptibility among STEC strains isolated from healthy dairy cows over a decade in Japan between 1998 and 2007. Journal of Veterinary Medical Science 2008, vol. 71, p. 363-366.
  27. Shinagawa K., Kanehira M., Omoe K., Matsuda I., Hu D. L., Widiasih D. A., Sugii S.. Frequency of Shiga toxin-producing *Escherichia coli* in cattle at a breeding farm and at a slaughterhouse in Japan. Veterinary Microbiology 2000, vol. 76, p. 305-309.
  28. 重茂克彦、品川邦汎. 日本国内における牛の腸管出血性大腸菌保菌状況と分離菌株の薬剤感受性. JVM 獣医畜産新報 2009, vol. 62, p. 807-811.
  29. 平成 10 年度厚生科学研究費補助金 生活安全総合研究事業『食肉・食鳥処理における微生物コントロールに関する研究』(主任研究者 品川邦汎): 分担研究「家畜(牛・豚)、家禽および解体処理と体の食中毒菌の汚染実態調査」分担研究者 清水泰美, 1998.
  30. 平成 11 年度厚生科学研究費補助金 生活安全総合研究事業『食肉・食鳥処理における微生物コントロールに関する研究』(主任研究者 品川邦汎): 分担研究「2. ii. 腸管出血性大腸菌 O157 の検査法(増菌培養法の違い)別による牛の保菌状況」分担研究者 品川邦汎, 1999.
  31. 平成 15 年度厚生労働科学研究費補助金 食品安全確保研究事業『食品を介する家畜・家禽疾病のヒトへのリスク評価及びリスク管理に関する研究』(主任研究者 山田章雄): 分担研究「志賀毒素産生大腸菌(Shiga toxin-producing *Escherichia coli*)の自然感染牛における排菌数とその持



- 続」分担研究者 品川邦汎, 2003.
32. 平成 16 年度厚生労働科学研究費補助金 食品の安全性高度化推進研究事業『ウシ由来腸管出血性大腸菌 O157 の食品汚染制御に関する研究』(主任研究者 朝倉宏):「(1)ウシ由来 O157 の汚染実態に関する分子疫学的検討」, 2004.
  33. 平成 16 年度厚生労働科学研究費補助金 食品の安全性高度化推進研究事業『食品製造の高度衛生管理に関する研究』(主任研究者 品川邦汎):「1-2. 食品製造の高度衛生管理に関する実験的研究」, 2004.
  34. 菊池葉子、高橋雅輝、瀬川俊夫、藤井伸一郎. と畜場に搬入された牛における腸管出血性大腸菌 O157 および O26 保有状況等調査. 獣医公衆衛生研究 2006, vol. 9-1, p. 16-17.
  35. 平成 17 年度厚生労働科学研究費補助金 食品の安心・安全確保推進研究事業『食品製造の高度衛生管理に関する研究』(主任研究者 品川邦汎):「1. 2. 食品製造の高度衛生管理に関する実験的研究」, 2005.
  36. 平成 12 年度厚生科学研究費補助金 生活安全総合研究事業『食肉・食鳥処理における微生物コントロールに関する研究』(主任研究者 品川邦汎), 2000.
  37. Risk assessment of the public health impact of *Escherichia coli* O157:H7 in ground beef (USDA/FSIS 2001).
  38. 水上健一他. 焼肉店を原因施設とした腸管出血性大腸菌 O157 食中毒事例. 群馬医学 2008, vol.87, p.49-52.
  39. 内閣府食品安全委員会事務局 平成 20 年度食品健康影響評価技術研究「腸管出血性大腸菌を介したリスクに及ぼす要因についての解析」主任研究者 工藤由起子, 2008.
  40. 厚生労働省. 食品中の食中毒菌汚染実態調査の結果(1999-2008).
  41. 北瀬照代、石井栄次. 市販の牛内臓肉の腸管出血性大腸菌 O157 汚染状況について. 大阪市立環化研報告 2005, vol. 67, p. 15-19.
  42. Withee J. , Schlosser W. . Risk-based sampling for *Escherichia coli* O157:H7 in ground beef and beef trim. 2008.
  43. USDA, FSIS, OPHS, MS.. Nationwide microbiological baseline data collection program for the raw ground beef component: domestic beef trimmings December 2005-January 2007. 2008, p. 3-23.
  44. Hara-Kudo Y. et al.. Surveillance of Shiga toxin-producing *Escherichia coli* in beef with effective procedures, Independent of Serotype. Foodborne Pathogens and Disease 2008, vol. 5, no. 1, p. 97-103.
  45. 内閣府食品安全委員会事務局 平成 18 年度食品安全総合調査「食品により媒介される微生物に関する食品影響評価に係る情報収集調査」(財)国際医学情報センター, 2007.